

報告事項④

宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について

～未就学児の保険税均等割額 5 割軽減制度の創設～

1 改正の理由

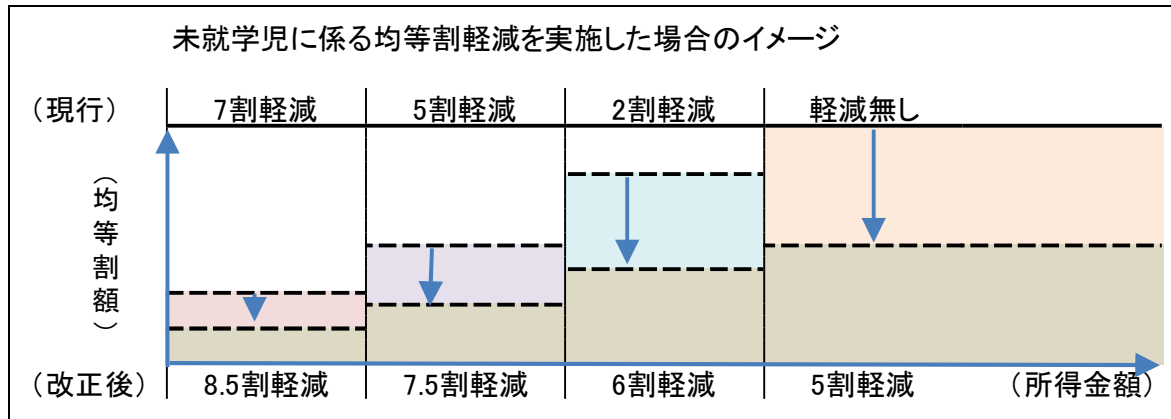
令和 3 年 6 月 11 日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が交付され、未就学児分の保険税均等割額を 5 割軽減し、軽減相当額を支援する制度が創設されたため。

2 施行予定日 令和 4 年 4 月 1 日

3 改正の概要

保険税の税率・額は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に分けて設定されている。そのうち、応益部分については、低所得世帯に対する軽減措置（7・5・2 割軽減）が講じられている。

今回、国保加入世帯の未就学児に係る均等割額について、軽減措置適用後のさらに 5 割を公費により軽減する。例えば、7 割軽減世帯の未就学児の場合、残りの 3 割の半分が軽減されることとなり、最終的に 8.5 割軽減となる。



4 対象者数及び軽減額の試算（令和 3 年度当初賦課時点での試算）

本市の均等割額：36,100 円（医療分 27,000 円＋後期支援金分 9,100 円）

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	軽減無し	合計
0-6 歳の被保険者数	672 人	640 人	454 人	1,070 人	2,836 人
今回の軽減額/人	5,415 円	9,025 円	14,440 円	18,050 円	—
今回の軽減額計	3,638,880 円	5,776,000 円	6,555,760 円	19,313,500 円	35,284,140 円

5 その他

- 軽減額は、国・県・市が 1/2、1/4、1/4 の割合で負担。
- システム改修は、令和 3 年度及び 4 年度の 2 か年で実施。

<システム改修費用の内訳>

R3 改修分 5,877 千円＋R4 改修分 2,321 千円（債務負担行為）＝8,198 千円

※システム改修費用に係る補正予算は、令和 3 年 12 月定例会で可決